

「開運商法」のトラブル

「あなたの人生が開けない原因（姓名の字画が悪い、先祖の霊が成仏していない、水子のたたりなど）を解消できる商品やサービスがあります」とのセールストークで、高額な商品（印鑑、つぼ、数珠、水晶、アクセサリーなど）を売り付けられたり、祈とう料を要求されたので解約をしたいという相談が寄せられています。

事例 1

「子どもの姓名判断をしてあげる」と突然印鑑業者の訪問を受けた。名前の字画が悪いので家族全員の印鑑を作らなければ、子どもの人生が上向きにならないと言われたが高額なのでためらった。しかし「今日申し込まなければだめだ」と強く説得され契約をしたが、納品されたのは名前の文字が誤ったいい加減な印鑑だった。解約して全額返金してほしい。（40代・女性）

事例 2

雑誌広告に載っていた開運ブレスレットを購入したところ、業者から「悩みを書いた紙を郵送するように」と言われた。さらに「あなたの悩みは簡単に解決できるものではないので、解決できる「先生」を紹介しましょう」と言われた。この先生からは「悩みを解決したければ祭壇とアクセサリーを購入しなさい」と言われ、代金を振り込んだ。冷静に考えると、悩みに乗じて次々とお金を払わされているようで、騙された気がする。返金してほしい。（20代・女性）

アドバイス

人は日々の生活の中で誰もが多かれ少なかれ悩みや不安を抱えているものです。また、幸せになりたいというのも人間共通の願いでしょう。開運商法は、そんな人間心理に付け込んで、高額な契約をさせる悪質商法です。

「このままでは人生が開けない」などと不安をあおるようなことを言われたり、この商品を購入すれば「悩みが解決する」「運が開ける」「ご利益がある」といって高額な商品やサービスを勧められた場合は疑ってかかりましょう。お金を払うだけで悩みが解決したり、救われることはありません。おかしいなと感じた場合は最寄りの消費生活センターなどに相談してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。

電話番号は058-277-1003です。

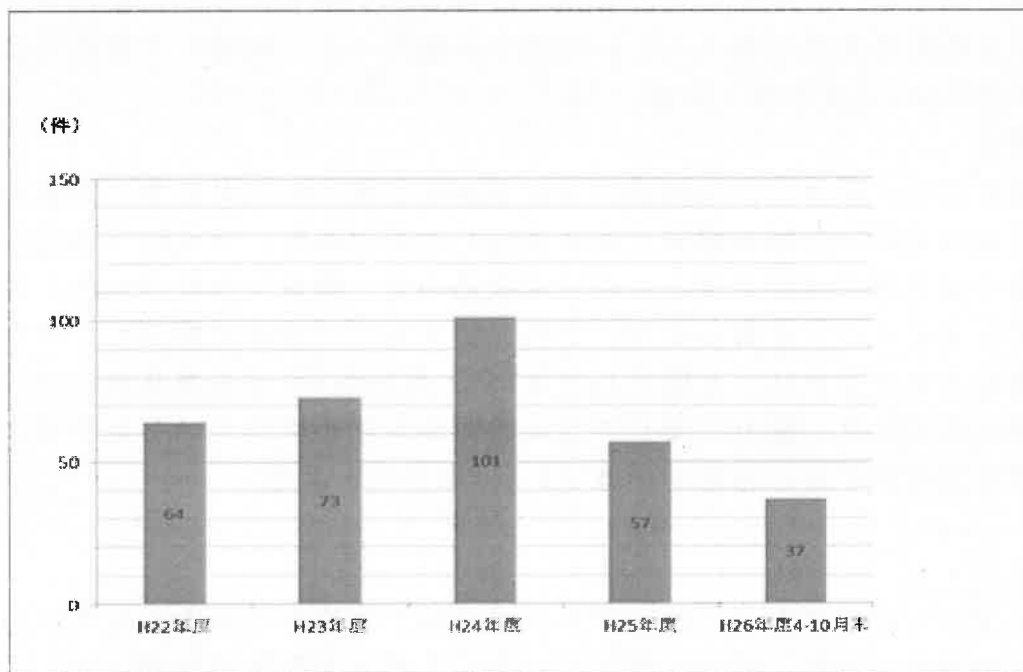
(開設時間：平日8:30～17:00)

土曜日は電話相談(9:00～17:00)のみ受付

消費者ホットライン 0570-064-370

※ 上記番号は、お住まいの市町村又は県の相談窓口につながります。

H26. 11. 27 岐阜新聞



開運商法に関する相談件数

(平成22年度～平成26年度10月末)